

21世紀日本のかたちシリーズ 「個人情報保護法」は こうすれば立法できる。

反町勝夫

株式会社 東京リーガルマインド 代表取締役

text by Sorimachi Katsuo



1. 問題提起

個人情報保護法案が継続審議中である。久しぶりに個人のプライバシーと他人の知る権利という相反する権利の調整が話題となった。特に、マスコミの取材の自由等が規制されるとして、国民及び関係業界の関心は非常に高い。出口ははっきりしている。

まず前提となるのは、個人情報を大量・迅速にデータ処理し、誰もが保有・アクセスできるハイテク・デジタルの技術が開発されたことにより、これを国家・社会生活に大規模に導入していくことであり、そのための新たな法秩序をつくるということである。わが国において昭和30年代以降のモータリゼーションの発展の時代に、国と産業が一致団結して自動車社会の発展を推し進めたことを想起するまでもなく、時代の趨勢に逆らう制度は採り得ない。その意味で、「個人情報保護法」の立法は不可避であり、迅速・積極的に進むべきである。

問題は、個人情報の輪郭を明らかにする際、どのようにこれと対立する他の人々や企業の表現の自由・営業活動の自由・取材の自由を典型的に分類整理して、両者の活動が円滑になされるよう

合理的な調整を行なうかということである。その際、観念的にプライバシーの侵害になるとか、これこれの個人情報が他人に侵害されるという危惧を過大視してはならない。要は、情報通信システムを合理的に市民生活に導入することが目的であり、そこで対立する人権をいかに調整するかは、手段に過ぎないことを忘れてはならないということである。目的を見失って、手段である人権調整規定の「個人情報保護法」の制定に反対したり、各法の制定を遅らせたりしてはならない。

2. 個人情報の特異性

個人情報については、極めて微妙な配慮を要する。まず、個人情報を公開し

て生活している人々にとっては、著作権法をはじめ、既に法律が存する。次に極めて個人的な、家族にも知られたくない情報も、インターネットやデジタルソフトなどにより容易に漏洩し、それも瞬時に多数の人々に漏れる危険性が現実味を帯びている。また、コンピュータやネットワークを使った情報通信システムにより、特定の個人に関する様々な情報を集積することも容易となっている。このように個人情報は、高い有用性と危険性を併せ持つ。例えば自動車はそれを利用する者にとっては極めて有用なものだが、自動車事故に遭った者にとっては個人の生命・身体・将来の生活を破壊する極めて危険なものであると同様である。

個人情報は個人の思想・感情の創作物に関する著作権法と似た構造をして

図表 わが国の法体系における人、物、知財、個人情報に関する制限規定の概略

	保護の対象	法律上の制限(公共の福祉・強行法規)	他人の権利との調整原理
人	個人の尊厳・人格権	公共の福祉(憲法13条)	他人の各種人権(憲法上の自由権など)
物	所有権	所有権の制限規定(民法206条~238条)	制限物権(用益物権・担保物権)
著作物	著作権	法律上制限される場合(著作権法30条~50条)	他人の各種人権(隣接著作権など)
個人情報	「個人情報権」	法律上制限される場合(個人情報保護法)	他人の各種人権(主に表現の自由・営業活動の自由など、今後、制定される各種個別法)

縦軸に権利の対象物をとり、横軸に保護される権利と、これに対する制限として、いわば公共の福祉からの制限、利益衡量されるべき他人の権利、をとる。

いる。千葉大学法経学部が多賀谷教授が、本誌の取材の中で「患者の体温や血圧といった客観的な情報は、患者本人のものとしても、診断は医師による評価情報です。それをどう扱うか。著作権で言うところの著作隣接権のような権利を認め、医師の利益を法的に保護することによって、医療情報をオープンなものにしていくことを考えるべきでしょう。」と発言されている。

著作権法は、まず著作者の利益を著作権と定め、この著作権から派生する多

数の権利(著作権の支分権)を定めている。所有権も同じく所有権から派生する多数の権利から成り、所有権は多数の権利の束である。そして、いわゆる「個人情報権」も、同様に観念できる。

著作権には、著作権法上、多くの権利制限規定がある(著作権法30条～50条)。所有権についても同様である。したがって、個人情報保護法案にどのような法律上の制限規定を設けるかが第一の論点となる。このような制限規定は、「個人情報権」を有用な国民的知的財

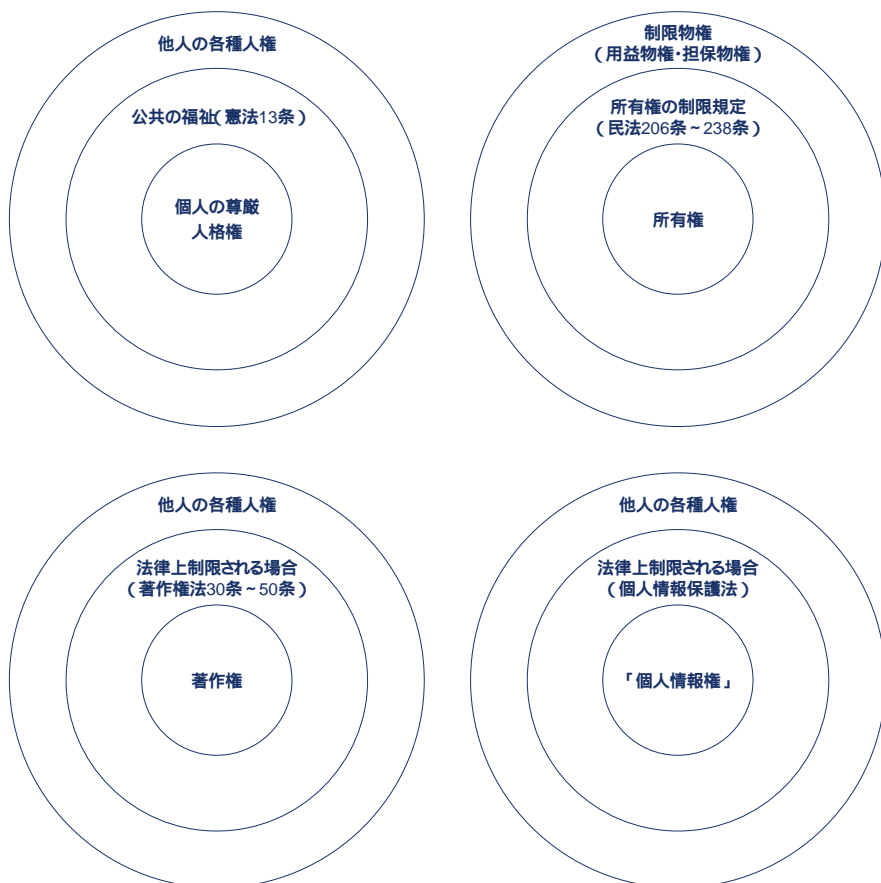
産権としてわが国に根付かせるために必要なものである。一見、制限規定は、個人情報権の侵害のように見えるが、そうではなく、市民生活の対称性の原理から、積極的に規定していかなければならない。そこで生じる問題は、事後的に調停・裁判によって「調整の輪郭」が確定される。

第二の論点は、いわゆる「隣接情報権」である。著作権法が定める隣接著作権は、物権法における制限物権(用益物権や担保物権)に相当する。著作隣接権を認めることは、マクロ的に見て原著権の財産的価値が拡大することになり、原著権者にとって望ましいことなのである。個人情報保護法案では、個人情報取扱業者の義務を定めているが(20条～41条)、これは、双務的に見てその業者に著作権法における隣接著作権に相当する「隣接情報権」を付与したことを意味する。

今後個別法により、「隣接情報権」(著作権法に準ずる)ないし「制限情報権」(物権法に準ずる)を具体的に規定していくことになる。このような日進月歩の分野と幾何級数的開発が進むデジタル通信技術を対象とする法律であることから、時代に遅れず迅速を旨とし、調整は事後チェックに任せるのが望ましい。従来の日本的立法慣行・精密立法の枠を打ち破って欧米流の立法技術を導入する好機なのである。

図

わが国の法体系において、人、物、知的財産、個人情報(プライバシー)がどのように保護され、どのように制限され、また、どのように他人の権利自由と調整されるかについてのイメージ図である。最外円は、抽象的・観念的に考えられる権利の領域である。この観念的な権利の領域に対し、他の人が同様な活動(営業活動・表現活動など)をする際の調整基準により抽象的な権利が限縮される。中円は、同じく公共の福祉や強行規定により、当事者の権利が限縮されることを示す。この二つの制限類型は、結局他人の人権との合理的な利益配分原理に基づくものである。



読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。
h-bunka@lec-jp.com